

積算シリーズ ㊤

土地改良工事等標準積算基準

令和5年7月

愛知県農業水産局

愛知県農林基盤局

目 次

(総則)	1
第1 土地改良工事積算基準等の適用基準	1
第2 数値の表示基準	6
第3 参 考 歩 掛	7
1. 既設構造物取壊し	7
2. 試掘工	7
3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定	7
4. 推進工	8
5. 調査業務打合せ歩掛	8
6. 測量業務打合せ歩掛	8
7. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛	9
8. 建物等事前（事後）調査歩掛	10
第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について	11
1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について	11
2. 建設副産物の設計積算の具体的方法	19

(総則)

愛知県における土地改良工事等の積算として、愛知県土地改良工事等標準積算基準「積算シリーズA」を策定し、適用するものとする。

第1 土地改良工事積算基準等の適用基準

1. 基本的には農林水産事務次官通知（昭和52年2月14日付け52構改D第24号）「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱の制定について」に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号）
- 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）（平成12年3月24日12構改D第238号）

(1) 上記によるほか、構造改善局長通知に基づいて以下のものを準用する。

- 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛
- 土地改良事業等請負工事機械経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準
- 土地改良事業等請負工事標準歩掛（施設機械）

(2) (1) によるほか、農林水産省農村振興局の以下のものを準用する。

ア. 農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）

- 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛
- 施工パッケージ型積算方式
- 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算
- 土地改良事業等に係る建築請負工事の価格の積算の運用
- 工事請負契約書第26条の積算上の取扱い
- 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法
- 年度末に発注する国庫債務負担行為等に係る工事費の積算

イ. 農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）

- 土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用
- 土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料（施設機械）
- 施工パッケージ型積算方式（施設機械）
- 施設機械設備点検・整備積算基準
- 施設機械設備点検・整備標準歩掛
- 施設機械設備点検・整備積算基準等の運用
- 電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）

- 電気通信設備運転管理業務積算基準（参考資料）
- 設計業務の価格積算基準
- 設計業務標準歩掛（施設機械）
- 設計業務の価格積算基準（施設機械）等の運用
- 機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛
- ウ. 農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
 - 地質、土質調査業務の価格積算基準
 - 地質、土質調査業務市場単価
 - 測量業務の価格積算基準
 - 測量業務標準歩掛
 - 設計業務の価格積算基準
 - 設計業務標準歩掛
 - 現場技術業務の実施要領等
 - 記録映像製作業務の価格積算基準
 - 良質構造物設計施工技術検討業務実施要領
 - 設計業務等の積算参考歩掛
 - 機能診断業務の積算参考歩掛
 - 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について
 - 調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械工事等の労務単価について
 - 測量業務等の機械経費について
- エ. その他
 - 土地改良工事施工歩掛見積要領
 - 土地改良工事数量算出要領（案）
 - 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更
 - 施工箇所が点在する工事の積算方法

2. 社団法人農業農村整備情報総合センターの次のものを参考とする。

- 土地改良工事積算マニュアル（土木工事）

3. 1～2項において、次のとおり字句を読み替えるものとする。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 農林水産省農村振興局・東海農政局 | → 愛知県 |
| (2) 設計課 | → 本庁主務課 |
| (3) 事業所 | → 農林水産事務所 |
| (4) 国営事業 | → 県営事業 |
| (5) 工事請負契約書 | → 愛知県公共工事請負契約約款 |
| (6) その他、県の基準になじまない語 | → (1) から (4) に準ずる |

4. 1～2項に定めない歩掛は第3参考歩掛又は他公共事業基準、物価資料、見積、実績等の何れかにより決定する。

5. 1～2項にかかわらず次のとおり運用する。

- (1) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第4 直接工事費の積算1. 材料費
イ. 材料の価格「新価格を……」は原則として「当初設計価格」をもって設計変更する。
- (2) 土地改良事業等請負工事積算基準の運用事項第6 一般管理費等の内容3. 一般管理費等の算定「……前払金支出割合40%で……」は次のとおり積算する。

請負代金額	一般管理費補正係数	前払金支出割合区分
200万円未満	1.05	0%から5%以下
200万円以上	1.00	35%から40%以下

ただし、当初積算時は請負代金額を設計金額と読み替え、契約により請負代金額が200万円未満となった場合は変更対応し、土地改良事業等請負工事積算基準等の運用事項質疑第6の4. 一般管理費率の補正 (1) 前払金支出割合による補正 は適用しない。

- (3) 間接工事費等を調整する場合の取扱い

随意契約方式が妥当と判断される場合は、平成29年3月17日付、28農検第1033号で通知の「農林水産部発注工事における間接工事費等の調整について」によるものとする。

- (4) 土地改良工事積算基準(土木工事)別表3、現場管理費率の補正值、及び共通仮設、別表3、共通仮設費率の補正值の運用

運用にあたり、「山間僻地及び離島」と「中山間地域」の地域分けは以下のとおりとする。

ア. 山間僻地とは、

施工地域が愛知県人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる山間地区で別表のとおりとする。

山間僻地該当地区：岡崎市のうち旧額田町、豊田市のうち旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村、設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村

イ. 中山間地域とは、

農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域で別表のとおりとする。

農業地域類型一覽表(平成29年改定)

別表

https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
岡崎市	竜谷村	3			◎
岡崎市	山中村	3			◎
岡崎市	本宿村	3			◎
岡崎市	河合村	3			◎
岡崎市	常盤村	3			◎
岡崎市	豊富村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	宮崎村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	形埜村	4	旧額田町	◎	○
岡崎市	下山村 2-1	3	旧額田町	◎	○
瀬戸市	品野町	3			◎
豊川市	長沢村	3			◎
豊川市	秋村	3			◎
豊田市	石野村	3			◎
豊田市	松平村	3			◎
豊田市	藤岡町	3			◎
豊田市	小原村	4	旧小原村	◎	○
豊田市	足助町	3	旧足助町	◎	○
豊田市	盛岡村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	賀茂村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	阿摺村	4	旧足助町	◎	○
豊田市	下山村	4	旧下山村	◎	○
豊田市	下山村 2-2	3	旧下山村	◎	○
豊田市	旭村	4	旧旭町	◎	○
豊田市	三濃村 2-1	3	旧旭町	◎	○
豊田市	稲武町	4	旧旭稲武町	◎	○
西尾市	佐久島村	3		◎	○
西尾市	幡豆町	3			◎
犬山市	池野村	3			◎

市区町村名	旧市区町村名	第1次分類	備考	区分	
				山間僻地及び離島	中山間地域
新城市	千郷村	3			◎
新城市	東郷村	3			◎
新城市	舟着村 2-1	4			◎
新城市	八名村	3			◎
新城市	長篠村 2-2	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	鳳来寺村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	長篠村 2-1	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	海老町	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	大野町	3	旧鳳来町	◎	○
新城市	七郷村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	山吉田村	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	三輪村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	船着村 2-2	4	旧鳳来町	◎	○
新城市	作手村	4	旧作手村	◎	○
南知多町	内海町	3			◎
幸田町	豊坂村	3			◎
設楽町	田口町	4		◎	○
設楽町	段嶺村	4		◎	○
設楽町	名倉村	4		◎	○
設楽町	振草村 2-1	4		◎	○
設楽町	上津具村	4		◎	○
設楽町	下津具村	4		◎	○
東栄町	御殿村	4		◎	○
東栄町	本郷町	3		◎	○
東栄町	下川村	4		◎	○
東栄町	園村	4		◎	○
東栄町	振草村 2-2	4		◎	○
東栄町	三輪村 2-1	4		◎	○
豊根村	豊根村	4		◎	○
豊根村	富山村	4		◎	○

農業地域類型コードは、以下のとおりとする。

- 第1次分類 「都市的地域」=1
「平地農業地域」=2
「中間農業地域」=3
「山間農業地域」=4

区分欄の◎は採用すべき区分とする。

中山間地域の○は該当するが、山間僻地及び離島区分を採用

(5) 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準 運搬費の算定 4 建設機械等の運搬基地及び、仮設材等の運搬の運搬基地は下表のとおりとし、所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。

表 1 建設機械等及び仮設材の運搬基地所在地

機 種 等		所 在 場 所
大型建設機械 パワーショベル (1.2m ³ 以上)、杭打機 (4 t 以上、45kw 以上)、場所打杭施工機械、トラッククレーン及びクローラクレーン (55 t 吊以上)、ダンプトラック (13.5 t 以上)、コクリートプラント (0.75m ³ 「28 切」以上)		名古屋市、豊橋市、一宮市、豊田市、岡崎市、津島市、安城市
橋梁エレクション機械	鋼 橋	県庁、知多建設事務所、東三河建設事務所
	P C 橋	岐阜市、掛川市
その他機械、仮設材		工事現場のある市町村役場 (運搬基地として実績のある旧市町村役場所在地を含む)

6. 施設機械を土木工事にあわせ発注する場合の取扱

土地改良事業等請負工事積算基準 (施設機械) 等の運用についてにより以下のとおりとする。

土木工事に施設機械設備を一体で発注する場合の施設機械設備工事の積算は、単独工事として、一般管理費等まで積算し、土木工事と合算する。

なお、施設機械設備の積算額は土木工事経費等の対象外とする。

第2 数値の表示基準

1. 積算書の数値処理

- (1) 土地改良工事数量算出要領(案)(土木工事)及び土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)【農林水産省農村振興局整備部設計課】を準用する。

なお、地山の土量換算係数の扱いについては下表を標準とする。

地山の土量換算係数

区分	現場状況	地山の状態	備考
A	耕地、山林	自然状態 (f=1.0)	下記以外の箇所
B	道路(路床、路体) 堤体(ため池等)	締め固めた状態 (f=0.9)	施工時に締め固められた 場所※

ただし、上表により難しい場合は、現場条件に応じて決定する。

※締め固め(転圧)作業の伴わない押土・敷均し程度で完了している場合は、締め固めた状態は適用しない。

- (2) 工事価格及び業務価格は1,000円未満切り捨てとする。

2. 材料の損失量

補助版標準積算システムの施工単価を使用する場合は、損失量等が自動的に補正されるので別途損失量等は考慮しない。ただし、特別単価等により直接材料を計上する場合は、「土地改良工事積算基準マニュアル」を参考に適宜損失量等を計上する。

第 3 参 考 步 掛

○担当記号 {

 工事検査 G・・・G、技術管理企画 G・・・A
 かんがい排水 G・・・B、生産基盤・団体営 G・・・C
 環境整備・単県 G・・・D、防災 G・・・E、機構調整 G・・・F

}

1. 既設構造物取壊し…………… (A)

種 別	步 掛
硬質塩化ビニル管	布設歩掛の 10%

2. 試掘工…………… (A)

簡易な試掘の場合における、参考歩掛は以下のとおりとする。

試掘工 (1日当り)

項 目	数 量
土木一般世話役	1.0 人
普通作業員	1.0 人
バックホウ機械経費 (0.2m ³)	1.0 日
ダンプトラック機械経費 (2.0t 積)	1.0 日

1日当たりの試掘箇所については、現場状況にあわせて計上するものとする。
 ただし、交通誘導員及び仮設費の計上は全体の工種と併せて計上すること。

3. 軽油単価適用のための月平均使用量の算定…………… (A)

$$\text{月平均使用量} = \frac{\text{軽油全設計数量} \times 30}{\text{軽油使用日数}}$$

軽油使用日数は、全工期より準備、後片付日数を除いた日数を使用する。なお、これにより難しい場合は、工程表等により算出する。(小数点第1位を四捨五入)

- ①パトロール給油単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4kℓ未満
- ②小型ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 4～20kℓ
- ③ローリー渡し単価 (県統一単価表) 月平均使用量 20kℓ以上

※機械土工で大量(土砂等)に扱う場合は、特に注意する。

4. 推進工…………… (B、F)
土地改良事業等請負工事積算基準等の運用 (平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通達) による。

5. 調査業務打合せ歩掛…………… (B)
調査業務における打合せ歩掛は、「地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について (平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構改 D 第 156 号構造改善局長通知)」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ時期	職種	主任技師	技師 A	技師 B
	着手時		—	1.0

- ※ 原則として、中間、成果品納入時は計上しない。
- ※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。
- ※ 打合せにかかる作業日数は 0.5 日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は 0.5 日単位で計上する。

6. 測量業務打合せ歩掛…………… (B)
測量業務における打合せ歩掛は、「測量業務標準歩掛について (平成 13 年 3 月 29 日付け 12 農振第 1973 号農村振興局長通知)」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ時期	職種	測量主任技師	測量技師	測量技師補
	着手前		—	1.0
最終		—	1.0	1.0

- ※ 原則として、中間は計上しない。
- ※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。
- ※ 打合せにかかる作業日数は 0.5 日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は 0.5 日単位で計上する。

7. 設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）打合せ歩掛 ……………（B）

設計業務（頭首工・トンネル・ポンプ場、その他）における打合せ歩掛は、「設計業務標準歩掛について（平成13年3月29日付け12農振第1974号農村振興局長通知）」による配置人員を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員（頭首工・トンネル・ポンプ場） (単位：人／日)

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	1.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

配置人員（その他） (単位：人／日)

打合せ時期 \ 職種	主任技師	技師A	技師B
着手前	—	1.0	1.0
中間	—	0.5	0.5
最終	—	1.0	1.0

※ 原則として、主任技師は計上しないが、主任技師を打合せに計上する場合は、特別仕様書にその旨を記載する。

※ 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は0.5日単位で計上する。

8. 建物等事前（事後）調査歩掛……………（A）

（1）「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領の制定について（平成 14 年 3 月 22 日付け 13 農振第 3155 号農村振興局長通知）」の別記 3 標準歩掛（用地調査）による。

（2）打合せ歩掛は、上記標準歩掛を補正して下表により計上するものとするが、現場条件及び作業内容等により適宜増減することができる。

配置人員 (単位：人／日)

打合せ協議	職種	主任技師	技師 A	技師 B
	着手時前	—	—	1.0
(中間打合せ)	—	—	1.0	1.0
成果物納入時	—	—	1.0	1.0

※ 原則として、事前調査時は中間打合せを計上しない。

※ 打合せにかかる作業日数は 0.5 日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は 0.5 日単位で計上する。

第4 建設副産物の有効利用に関する運用方針について

(土砂等の利用と処理に関する基本的方針及び留意事項 令和4年7月6日改正の内容を掲載)

1. 建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について……………(G)

1. 基本的方針

(1) 基本的方針

建設工事における土砂等の利用及び処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年5月30日付国官総第122号他)、「リサイクル原則化ルール」(平成18年6月12日付国官技第47号他)、「発生土利用基準」(平成18年8月10日付国官技第112号他)、及び「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に従って、現場で発生する土砂等の適正な利用の促進に努めるとともに、利用できないものについては適正に処分するものとする。

(2) 土砂等の利用順序(別添「土砂等の利用方法検討フロー図」を参照)

土砂等の利用に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「2. 利用に関する留意事項」に従い利用方法を検討し、利用するものとし、新材(新規購入土砂)の利用は極力控えるものとする。

- ① 現場内利用(当該現場で発生する土砂の利用)
- ② 工事間利用(他の建設工事現場で発生する土砂の利用)
- ③ 貯留土利用※
- ④ 改良土利用
- ⑤ 再生骨材等利用(埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ)
- ⑥ 新材(新規購入土砂)利用

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留土をいう。

(3) 土砂等の処理順序(別添「土砂等の処理方法検討フロー図」を参照)

建設工事に伴い発生する土砂等の処理に当たっては、原則として、経済性にかかわらず、以下に示す順序で、「3. 処理に関する留意事項」に従い処理方法を検討し、処理するものとする。

- ① 現場内利用(当該現場での利用)
- ② 工事間利用(他工事の現場への利用)
- ③ 貯留指定地※への搬出
- ④ 民間処分地(土質改良プラント、最終処分地を含む)への搬出

※愛知県の貯留土検索ファイルに登録されている貯留指定地をいう。

(4) 指定処分の徹底

建設発生土の搬出先の明確化を図るため、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定処分を徹底し、自由処分を行ってはならない。

(5) 積算上の対応

工事発注に際しては、建設発生土の利用及び処分に関する条件を特記仕様書に明示するとともに、運搬費、処分費等の必要な経費を適切に計上すること。

また、施工段階において当初の利用方法、処理方法が困難となり、変更の必要が生じた場合は「2. 利用に関する留意事項」、及び「3. 処理に関する留意事項」に従い適切に変更対応するものとする。

2. 利用に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場で発生する土砂の利用）

- ① 建設工事における土砂の利用に当たっては、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で発生する土砂を利用する。
- ② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合は、当該現場内または現場から10km※1の範囲内のできるだけ近傍で、一時仮置きできるストックヤード※2が確保できれば、仮置きして利用するものとし、仮置きによる現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。
- ③ 土質等が利用用途に合わない場合は、原則として、当該現場内※3で所要の土質等に改良を行うことが可能※4であれば、土質改良※5して利用する※6ものとし、土質改良による現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 現場で発生する土砂はできるだけ現場で利用するという排出抑制の観点、及び一定の経済性を考慮し、10km以内とする。
- ※2 一時仮置きできるストックヤードは、事業用地や請負業者の土場、資材置場の他、一時仮置き目的の借地によるものを含む。仮置きが可能かどうかはストックヤード周辺の環境への影響も考慮して判断する。
- ※3 現場で発生する土砂の発生抑制、有効利用の観点から土質が合わない場合は土質改良をしてでも利用することが望ましい。現場外で土質改良する方法もあるが、当面、当該現場内で土質改良が可能な場合のみ土質改良して利用することとする。ただし、別に理由がある場合は一定の経済性を考慮のうえ、現場外で土質改良して利用することができることとする。
- ※4 土質改良ができる作業ヤードの確保、及び土質改良作業による周辺環境への影響を考慮して判断する。
- ※5 含水比低下（水切り、天日乾燥、良質土混合）、粒度調整（ふるい選別、良質土混合）、安定処理等により所要の品質等を満たす土砂に改良することをいう。
- ※6 土質改良して利用する際は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（平成13年4月20日国官技第16号他）により六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であること

を確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。（セメント及びセメント系固化材とはセメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいう）

（２）工事間利用（他の建設工事現場で発生する土砂の利用）

- ① 当該現場で発生する土砂が利用できない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、他の建設工事現場（民間建設工事※1を含む）で発生する土砂があれば、受入時期、土質等を考慮したうえで、これを利用する。
- ② 土砂利用量が500 m³以上の工事※2については、原則として、（一財）日本建設情報総センター（JACIC）が運営している建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）に登録し、システムにより他の建設工事現場で発生する土砂を検索し、できるだけ調整のうえ、これを利用する。
- ③ 土砂利用量が500 m³未満の工事※3でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても他の建設工事現場（民間建設工事を含む）で発生する土砂の工事間利用が調整できた場合はその土砂を利用することができる。
- ④ 他の建設工事現場における土砂の発生時期と当該現場における利用時期が合わない場合は（１）－②に準じた仮置きによる工事間利用を、土質等が利用用途に合わない場合は（１）－③に準じた土質改良による工事間利用を行うものとし※4、仮置きまたは土質改良による工事間利用ができない場合は（３）貯留土利用を検討する。

【補足説明】

- ※1 民間建設工事からの利用の場合は、土質や土壤環境基準等、品質に十分留意するとともに民間建設工事側と十分な調整を行い利用する。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 毎年度、実施している公共工事土量調査（中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査）においては、原則として、500 m³以上の土砂搬入工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象になっている。
- ※3 500 m³未満の土砂搬入工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。
- ※4 工事間利用において他の建設工事現場で発生する土砂を探す際は、当該工事において現場内または現場から10kmの範囲内で仮置きできるか、または当該現場内で土質改良を行うことができるかについても検討する。時期調整または土質改良を考慮したうえで、他の建設工事現場で発生する土砂を探し、可能であれば、工事間利用を行う。

（３）貯留土利用

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20km※1の範囲内に貯留土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用※2する。
- ② 貯留土の土質等が合わない場合や貯留土がない場合など、貯留土の利用ができない場合は(4)改良土利用を検討する。

【補足説明】

※1 現在、貯留土の利用範囲として運用されている20kmの範囲内とする。（「平成11年10月6日付土管台424号「建設発生土の有効利用について（通知）」より）

※2 貯留土を利用する場合は、貯留土単価（現着単価）を設計書で計上する。

(4) 改良土利用（建設汚泥処理土の利用を含む）

- ① 貯留土の利用ができない場合は、当該現場から50km※1の範囲内に土質改良プラントで製造される改良土または再資源化施設で製造される建設汚泥処理土があれば、土質等を考慮したうえで、これを利用する※2。ただし、埋め戻し材※3として利用する場合は当該現場から20km※4の範囲内とする。
- ② ①の範囲内で利用用途に合う改良土または建設汚泥処理土がない場合は(5)再生骨材等利用を検討する。
- ③ 利用用途に合う改良土、建設汚泥処理土が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。
- ④ 平成14年7月10日付事務連絡に従い、下記の対象地域においては名古屋西部ソイルリサイクル（株）の改良土を優先して利用する。

(対象地域)

- ・ 海部建設事務所管内全域
- ・ 尾張建設事務所管内の一部
（名古屋市内、清須市内、北名古屋市内）
- ・ 一宮建設事務所管内の一部
（一宮市内の名神高速道路より南側、稲沢市内）

【補足説明】

※1 リサイクル原則化ルールにおける建設発生土、建設汚泥処理土と同様の扱いとし、50kmの範囲内とする。

建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進のため、新材利用はできるだけ避ける必要があり、現場内利用、工事間利用、貯留土利用ができない場合は、50kmの範囲内で利用用途に合う改良土があれば利用することとしている。しかし、改良土利用については相応の費用となるため、安易に改良土利用とするのではなく、でき得る限り前段の現場内利用、工事間利用、貯留土利用を検討した上でやむを得ない場合に改良土利用とする。

※2 セメント及びセメント系固化材等を使用した改良土を利用する場合は、(1) 現場内利用の補足説明※6のとおりとする。

※3 管路基礎材を含む。

※4 建設工事に伴い発生する土砂等の有効利用促進を図るため、改良土も含め建設工事で発生した土砂をできるだけ利用することが望ましいが、埋め戻し材としては他に再生骨材等の利用が考えられ、ケースによっては再生骨材等の方が経済的となることもある。このため、埋め戻し材として利用する場合には、改良土の利用を優先とするものの、一定の経済性も考慮し、貯留土利用と同様の20kmの範囲内で改良土を利用することとする。

(5) 再生骨材等利用（埋め戻し材等、土砂の代替として利用できる場合のみ）

① 改良土の利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から40kmの範囲内に再資源化施設で製造される再生骨材等（再生クラッシャーラン、再生砂※1等（建設汚泥処理土は除く））があれば、利用用途に要求される品質等を考慮したうえで、これを利用する。

② 利用用途に合う再生骨材等が複数ある場合は、経済性を考慮して選定する。

【補足説明】

※1 再生コンクリート砂については「公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について」（平成19年10月11日付国官技第181号他）により、特定の箇所で使用する際には六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であることを確認する。また、これに必要な試験費用等の経費は適切に計上する。

(6) 新材（新規購入土砂）利用

① (1)～(5)のいずれも利用できない場合は、やむを得ず新材（新規購入土砂）を利用するものとする。この場合、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」第9条により、「リサイクル阻害要因説明書」を作成しなければならない。

3. 処理に関する留意事項

(1) 現場内利用（当該現場での利用）

① 建設工事に伴い発生する土砂等については、「発生土利用基準」に従い、可能な限り当該現場で利用する。

② 当該現場内において土砂の発生時期と利用時期が合わない場合または土質等が利用用途に合わない場合は、2. (1) 現場内利用における②時期が合わない場合、③土質等が合わない場合と同じ扱いとし、現場内利用ができなければ(2) 工事間利用を検討する。

(2) 工事間利用（他の建設工事現場への利用）

- ① 当該現場での利用ができない場合は、「リサイクル原則化ルール」に従い、当該現場から50kmの範囲内のできるだけ近傍で、土砂を必要とする他の建設工事現場（民間建設工事を含む）※1があれば、利用側と受入時期、土質等を調整したうえで、その工事現場へ搬出する※2。
- ② 土砂搬出量が1,000 m³以上の工事※3については、原則として、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運営している建設発生土情報交換システム（以下「システム」という）に登録し、システムにより土砂を必要とする他の建設工事を検索し、できるだけ調整のうえ、その現場へ搬出する。
- ③ 土砂搬出量が1,000 m³未満※4の工事でも必要があれば、システムを利用して検索する。また、システム以外であっても土砂を必要とする他の建設工事（民間建設工事を含む）と工事間利用が調整できた場合はその現場へ搬出することができる。
- ④ 受入時期、土質等の調整が困難で、工事間利用ができない場合は、（3）貯留指定地への搬出を検討する。

【補足説明】

- ※1 他の建設工事については公共工事を優先とする。民間建設工事の建設発生土の情報は、建設発生土の官民有効利用マッチングシステムを利用して検索する。
- ※2 利用側が受入時期調整のために一時仮置きして利用する場合、土質調整のために土質改良して利用する場合は、一時仮置きまたは土質改良を行うストックヤードへ搬出する。ストックヤードは当該現場から50kmの範囲内とする。
- ※3 毎年度、実施している公共工事土量調査（中部地方建設副産物対策連絡協議会として実施している建設発生土等の搬出入状況調査）においては、原則として、1,000 m³以上の土砂搬出工事は建設発生土情報交換システムへの登録対象となっている。
- ※4 1,000 m³未満の土砂搬出工事は登録対象にはなっていないが、必要があればシステムを利用して検索する。

(3) 貯留指定地への搬出

- ① 工事間利用ができない場合は、愛知県の貯留土検索ファイルを利用して検索し、当該現場から20km※1の範囲内に貯留指定地があり、搬出する土砂等の土質区分※2が第1種～第3種建設発生土であれば、貯留指定業者※3と調整のうえ、貯留指定地へ搬出※4する。
- ② 貯留指定地がない場合や貯留指定業者との調整がつかず、貯留指定地への搬出ができない場合は民間処分地（土質改良プラント、最終処分地を含む）へ搬出する。

【補足説明】

- ※1 貯留土の利用範囲として運用されている20kmを準用する。
- ※2 「発生土利用基準」の土質区分基準により区分された発生土の土質区分。

※3 愛知県に貯留指定地として登録された土地を保有する業者をいう。

※4 貯留指定地へ搬出する場合は、「建設発生土処理費」を設計書に計上する。

(4) 民間受入地（土質改良プラント、最終処分地を含む）への搬出

① 貯留指定地への搬出ができない場合は、土質改良プラントや最終処分地を含め、民間受入地※1へ搬出する。

② 民間受入地については、関係法令に基づく許可書等により適正な受入地であることを確認した上で搬出する。

【補足説明】

※1 採石場・砂利採取跡地等復旧事業や最終処分場の覆土など、準有効利用となる受け入れ先への搬出を優先とする。

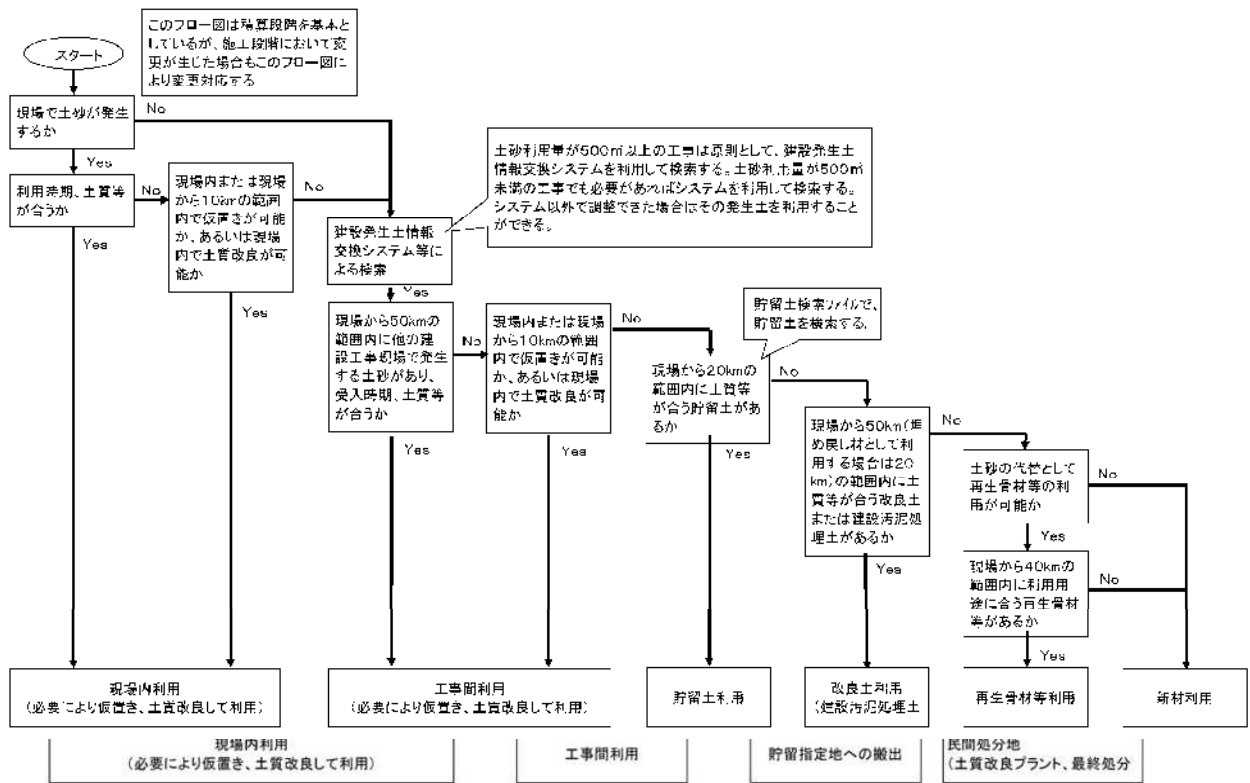
改正履歴

平成20年 2月21日 制定

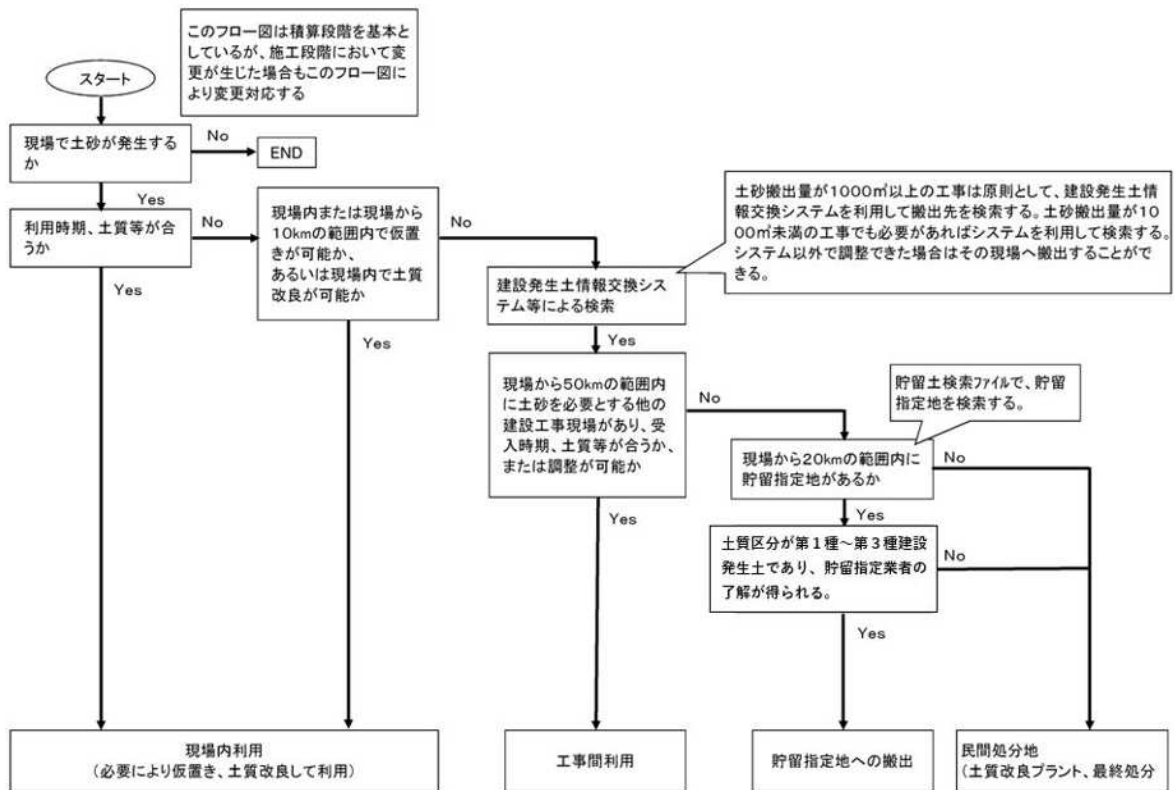
平成25年 4月 1日 改正

令和 4年 7月 6日 改正

土砂等の利用方法検討フロー図



土砂等の処理方法検討フロー図



2. 建設副産物の設計積算の具体的方法(G)

「建設副産物の適正処理及び再生資材の利用について」の設計積算の具体的事項を定める。

1. 土砂等の利用

(1) 積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

ア. 工事現場の工程等で、一時仮置きが必要となる場合、借地料・押土整地等を計上することができる。

イ. 土質改良の場合は、金抜設計書に土質改良方法、数量を明記する。

② 工事間利用の場合

ア. 他の建設工事現場で発生する土砂を指定する場合

金抜設計書に「工事間利用土」と明示し、特記仕様書に搬出元の位置・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土砂が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、搬出元の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、当該工事が必要とする費用を計上することができる。

イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬入が見込まれる場合は、当該工事が必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に暫定運搬距離を明記し、「暫定工事間流用土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

③ 貯留土利用の場合

ア. 建設局が公表している「設計単価表（公表用）」の貯留土を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬入貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④ 改良土利用の場合

ア. 処理施設の実態にあった費用（改良土・運搬費等）を計上する。

この場合、金抜設計書に「改良土」と明示し、特記仕様書に改良土の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の土が目的とすべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

⑤ 再生骨材等利用の場合

ア. 土砂の代替として利用可能な場合は再生骨材等を利用する。

共通単価にない材料は処理施設の実態にあった費用を計上する。この場合、金抜設計書に再生骨材等の材料を明示し、特記仕様書に再生骨材等の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、土量や実際の材料が目的と

すべき品質かを確認し、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

2. 残土の処理（「廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」の適用外）

（1）積算と設計書の表示

① 現場内利用の場合

ア. 前述の1. 土砂等の利用、（1）積算と設計書の表示① 現場内利用の場合と同様とする。

② 工事間利用の場合

ア. 搬出先の建設工事現場を指定する場合

金抜設計書に「工事間搬出土」と明示し、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、搬出先の条件等で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程までの費用を計上するが、搬出先の現場条件で、一時仮置に必要な借地料・押土整地等、必要とする費用を計上することができる。

イ. 設計時に指定することが困難な場合（事前協議で確定されないとき）

事前協議等で搬出が見込まれる場合は、搬出先の現場条件で、当該工事で必要とする費用を計上し、工事契約後決定した事項により設計変更をする。

この場合、金抜設計書に「暫定工事間搬出土」と明示し、併せて特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

ウ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上することができる。

③ 貯留土指定地への搬出の場合

ア. 建設局単価の「建設発生土処理費」を計上する。

この場合、金抜設計書に「搬出貯留土」、特記仕様書に貯留土指定地の位置・実運搬距離・土量・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、貯留指定業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

また、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、押土整地費用は原則として計上しない。

イ. 必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

④ 民間処分地への搬出の場合

ア. 金抜設計書に「搬出土」、特記仕様書に搬出先の位置・実運搬距離・土質等必要条件を明記し、請負業者と契約の後、受入業者との調整で、変更の必要が生じた場合は設計変更する旨を記載する。

イ. 必要に応じて建設局単価の「建設発生土処理費」、又は「処理料・投棄料」が設定してある再生工場・処分場の場合はその「処理料・投棄料」を計上し、土量を明示する。

なお、当該工事で掘削から運搬工程まで必要とする費用を計上するが、「建設

発生土処理費」や「処理料・投棄料」を計上する場合、押土整地費用は原則として計上しない。

ウ．必要に応じて土質試験等を実施し、その費用を計上する。

エ．設計時に処分地を確保することが困難な場合

暫定的に運搬距離を定め計上し、請負業者と契約の後、決定した処分地までの実運搬距離を設計運搬距離として変更する。

この場合、金抜設計書に「暫定搬出土」、特記仕様書に必要条件と設計変更する旨を明示する。

3. 建設汚泥を処理する場合（「廃棄物処理法」の適用）

（1）積算と設計書の表示

① 土質改良施設に搬入し、処理する場合は、必要な運搬費及び見積等により処理費を計上する。

この場合、金抜設計書に「土質改良施設処理」、特記仕様書に処理施設の位置・運搬距離・土量・土質等必要条件を明記する。

4. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の処理（「廃棄物処理法」及び「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」の適用）

（1）積算と設計書の表示

① 再生工場又は最終処分場を指定する場合

ア．再生工場又は最終処分場までの実運搬距離を計上し、処理料又は投棄料を計上する。

5. 特記仕様書等の記載例

特記仕様書等の記載例については、平成14年5月30日付、14農総第213号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続き等について）及び215号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて）及び平成22年3月11日付21農検第771号（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う事務手続きについて）の通知による。

6. その他、設計積算上の注意事項

次の事項については、事業担当と十分協議したうえで設計計上を検討すること。

（1）指定処分地における必要最小限の土留工、排水工等の設置費

（2）その他記載内容により難しい事項